

静岡県人事委員会は、寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月2日

静岡県人事委員会委員長 小 川 良 昭

静岡県人事委員会規則 7-1331

寒冷地手当に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当に関する規則（静岡県人事委員会規則 7-361）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（基準日等） 第2条 （略） 2 （略） <u>3 給与条例第22条第1項、教職員給与条例第23条第1項及び警察職員給与条例第22条第1項に規定する「人事委員会規則で定める地域」は、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に掲げる地域又は市町村内の町若しくは字の区域若しくはこれに相当する区域のうちこの規則の別表に掲げる公署からおおむね1キロメートル以内の区域の全部若しくは一部が含まれる区域とする。</u> <u>4</u> （略） （世帯主の範囲） 第4条 給与条例第22条第2項、教職員給与条例第23条第2項及び警察職員給与条例第22条第2項（以下「給与条例第22条第2項等」という。）の表並びにこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。 (1) 給与条例第9条第2項、教職員給与条例第10条第2項及び警察職員給与条例第10条第2項に規定する扶養親族（以下「<u>扶養親族</u>」という。）を有する者	（基準日等） 第2条 （略） 2 （略） <u>3</u> （略） （世帯主の範囲） 第4条 給与条例第22条第2項、教職員給与条例第23条第2項及び警察職員給与条例第22条第2項（以下「給与条例第22条第2項等」という。）の表並びにこの規則において、世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。 (1) <u>扶養親族（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び給与条例第9条第2項、教職員給与条例第10条第2項及び警察職員給与条例第10条第2項に規定する扶養親族をいう。以下同じ。）を有す</u>

(2) (略)

(扶養親族のある職員から除く職員)

第5条 給与条例第22条第2項等の表の「人事委員会規則で定める職員」は、扶養親族と同居していない職員であつて、寒冷地手当法別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と寒冷地手当法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（第10条第1項第3号において「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるものとする。

(異動等に伴う調整)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 給与条例第22条第4項等第4号に規定する「人事委員会規則で定める事由」は、次に掲げる事由とする。

(1)～(7) (略)

(8) 第2条第4項各号に掲げる職員となること

(9) 職員の住居の移転に伴い、第2条第3項に定める地域に居住しないこととなること

(確認)

第10条 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、次の各号に定める事項を確認するものとする。

(1) 職員の住居の所在地

(2) 職員の扶養親族の住居の所在地

(3) 職員が扶養親族と同居していない場合に
あつては、最短距離

2 (略)

る者

(2) (略)

(扶養親族のある職員から除く職員)

第5条 給与条例第22条第2項等の表の「人事委員会規則で定める職員」は、扶養親族と同居していない職員であつて、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号。以下「寒冷地手当法」という。）別表に掲げる地域に居住する扶養親族のないもののうち、職員の扶養親族が居住する住居（当該住居が2以上ある場合にあつては、すべての当該住居）と寒冷地手当法別表に掲げる地域の市役所又は町村役場との間の距離のうち最も短いもの（第10条第1項第2号において「最短距離」という。）が60キロメートル以上であるものとする。

(異動等に伴う調整)

第7条 (略)

2～4 (略)

5 給与条例第22条第4項等第4号に規定する「人事委員会規則で定める事由」は、次に掲げる事由とする。

(1)～(7) (略)

(8) 第2条第3項各号に掲げる職員となること

(確認)

第10条 任命権者は、寒冷地手当を支給する場合において必要と認めるときは、次の各号に定める事項を確認するものとする。

(1) 職員の扶養親族の住居の所在地

(2) 職員が扶養親族と同居していない場合に
あつては、最短距離

2 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の寒冷地手当に関する規則の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。